

公益社団法人岩見沢市シルバー人材センター会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩見沢市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第7条に基づき、正会員及び賛助会員が納入すべき会費について定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 正会員及び賛助会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は1,200円とする。但し、10月1日以降の新規入会申込者は、600円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、1口5,000円とし、1口以上とする。

(納入期日)

第3条 正会員の会費の納入期日は、正会員として入会を承認された日の属する月の末日とし、賛助会員については、当該事業年度の末日までとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の2分の1づつを当該事業年度の公益目的事業と法人会計事業に使用する。

(未納の取扱)

第5条 正会員が正当な理由なく会費を定められた期日迄に納入しないときは、定款第10条第1項の定めにより、資格を喪失する。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費について必要な事項は理事会で定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。